

議案第 26 号

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例

川崎市貸切自動車条例（平成 17 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

運賃の種類	運賃の額	
時間制運賃	1 車 1 時間につき	7,680 円
キロ制運賃	1 車 1 キロメートルにつき	170 円

第 2 条第 2 項の表を次のように改める。

料金の種類	料金の額		
交替運転者配置料 金	時間制料金	1 車 1 時間につき	3,080 円
	キロ制料金	1 車 1 キロメートル につき	40 円
深夜早朝運行料金	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間における 運行に係る運賃（時間制運賃に限る。）及び交替 運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額の合		

	計額に 5 分の 1 を乗じて得た額
特殊車両割増料金	運賃の額に 2 分の 1 を乗じて得た額

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後に締結する契約に係る貸切自動車の運賃及び料金について適用し、同日前に締結した契約に係る貸切自動車の運賃及び料金については、なお従前の例による。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度の変更に伴い、貸切自動車の運賃の改定及び料金の種類の変更を行うため、この条例を改正するものである。